

事 務 連 絡
平成25年3月22日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
独立行政法人大学評価・学位授与機構長

文部科学省高等教育局大学振興課

学位規則の一部を改正する省令の施行等に係る通知の修正について

平成25年3月11日付け通知「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（24文科高第937号）」につきまして、文書に一部誤りがありましたので別紙のとおり修正の御連絡を申し上げます。

また、同通知において、電子メールの利用による博士の学位授与報告の提出を求めたところですが、その提出に際しては、提出ファイルを必要に応じ暗号化する等、各大学において適切に対応して頂きますよう、補足として御連絡申し上げます。

(本件担当)
高等教育局大学振興課大学院係 電話：03-5253-4111(3312)

(別紙)

「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（24文科高第937号）」
に係る修正について

正)

第1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）の一部改正

2 留意事項

(2) 公表の方法について

改正後の学位規則第8条及び第9条に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、(後略)。

誤)

第1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）の一部改正

2 留意事項

(2) 公表の方法について

改正後の学位規則第8条及び第9項に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、(後略)。